

元長薬発第 780 号
令和元年 11 月 8 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

令和元年台風19号災害による被災者の精神障害者保健福祉手帳及び
自立支援医療(精神通院医療)受給者証の有効期限の延長措置について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記令和元年台風19号災害による被災者の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の有効期限の延長措置について、長野県健康福祉部長より別添のとおり通知がありました。

本県では、令和元年台風19号による特定被災区域内に居住する者の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)受給者証の有効期間の延長措置について、別添通知のとおり取り扱うこととされました。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

また、本件につきましては、本会ホームページ(トップページ>台風 19 号災害情報)にも掲載しております。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

元保疾第 776 号
令和元年（2019 年）11 月 7 日

長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

令和元年台風第 19 号災害による被災者の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の有効期間の延長措置について（通知）

平素より、本県の健康福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件」（令和元年厚生労働省告示第 148 号）及び、「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について」（令和元年 10 月 25 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡）を踏まえ、令和元年台風第 19 号による特定被災区域内（※）に居住する者の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」）、自立支援医療（精神通院医療）受給者証（以下「受給者証」）の有効期間の延長措置について、下記のとおり取り扱うことしました。

ついては、このことについて御了知いただくとともに、貴会会員への周知について御配意いただくようお願い申し上げます。

※災害救助法適用市町村 43 市町村（別添一覧のとおり）

記

1 延長対象者

特定被災区域内に居住地を有する手帳・受給者証の所持者かつ、災害発生後から令和 2 年 3 月 30 日までに有効期間を満了する者で、

（1）手帳または受給者証の更新を行えず、有効期限が切れたことが期間満了後に判明した者

（2）有効期間満了前に、更新申請が困難である旨の申出があった者

（3）市町村が、更新申請を行うことが困難であり、有効期間の延長が必要と認める者

のいずれかに該当する者。

2 延長方法

(1) 延長措置にあたり、所持者からの申請書の提出や、罹災証明書等の提出は不要とします。

(2) 延長措置を行った場合は、原則として市町村窓口にて、延長対象者の手帳・受給者証の有効期間満了日を令和2年3月31日までに手書き修正し、長野県印を押印してあります。

ただし、窓口で延長処理を行っていない期限切れの者についても、特定被災区域内に居住地を有する者であれば、延長の扱いとすることができますので、該当者がいた場合、所持者が居住する市町村や、圏域の保健福祉事務所へお問い合わせいただくようお願いします。

長野県健康福祉部
保健・疾病対策課 心の健康支援係
課長：徳本 史郎 担当：赤羽 優介
電話：026-235-7109（直通）
FAX：026-235-7170
E-mail：kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

災害救助法適用市町村一覧 (43 市町村)

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、
飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、
南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、
長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曽町、麻績村、生坂村、筑北村、
坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

事務連絡

令和元年10月25日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定により、特定非常災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が特定非常災害の発生日以後に満了するものについては、告示で定めるところにより、当該権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができるものとされています。

今般、「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和元年政令第129号）により、令和元年台風第19号（以下「当該災害」という。）が特定非常災害に指定されるとともに、法第3条第2項の規定に基づく厚生労働省告示（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件」（令和元年厚生労働省告示第148号。以下「告示」という。））により、厚生労働省関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の申出を必要とせず、一律に令和2年3月31日まで延長する措置を講ずることとしました。

これに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりとなりますので、御了知の上、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添のとおりであり、そのうち障害保健福祉に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第21条の5の3第1項）
- 障害児通所給付費等の通所給付決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第21条の5の5第1項）
- 指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）（第24条の2第1項）
- 障害児入所給付費の入所給付決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第24条の3第4項）
- 指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第24条の26第1項第1号）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）関係

- 精神障害者保健福祉手帳の交付（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第45条第2項）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係

- 介護給付費等の支給決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条第1項）
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）（第29条第1項）
- 地域相談支援給付費等の支給決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第51条の5第1項）
- 指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第51条の14第1項）
- 指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第51条の17第1項第1号）
- 自立支援医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第52条第1項）
- 指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者に係るものに限る。）（第54条第2項）

第2 留意事項

- 1 特定被災区域内に居住地を有する者については、現に介護給付費等の支給決定等が行われており、かつ、当該支給決定等の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までの間に満了する場合には、当該有効期間を令和2年3月31日まで延長することとなる。なお、現に障害支援区分の認定を受けており、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号）において示している障害支援区分の認定の有効期間が、令和元年10月10日から令和2年3月30日までの間に満了する場合においても、当該有効期間を令和2年3月31日まで延長することとする。

また、特定被災区域内に事業所を有する者、特定被災区域内の施設の開設者及び特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者については、現に指定を受けており、かつ、当該指定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までの間に満了する場合には、当該有効期間を令和2年3月31日まで延長することとなる。

- 2 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該災害の発生前と同様に、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を行うことのできるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、障害保健福祉に関する法令に基づき許可等の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。

(資料)

別添：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件（令和元年厚生労働省告示第148号）

参考1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）

参考2：令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）

○厚生労働省告示第百四十八号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を次のように指定する。
令和元年十月二十一日
厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和元年台風第十九号に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十四条の二第二項の規定に基づく指定障害児施設（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住者を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住者を有する者
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限り）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限り）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四十五条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限り）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬品部外品又は化粧品品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限り）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬品部外品又は化粧品品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限り）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限り）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限り）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者

医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限り）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者
医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限り）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限り）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限り）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限り）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限り）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限り）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限り）	特定被災区域内に営業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限り）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣法第五条第一項の許可を受けた者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により労働者派遣法第五条第一項の許可

介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第一百五十五条の四十五の三第三項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者

障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七十七条第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七十七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第六十一条第一項の規定に基づく養子縁組あつせん事業の許可	特定被災区域内に事業所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十九号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 河井 克行

第五十六條第三号中「第十七條の十七第二項」を「第十七條の十七第三項」に改める。
第五十七條第五号中「第十七條の十七第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。
第五十八條第十四号中「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に對し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中船員法第七條の二及び第七條の三の改正規定（同法第七條の二の第二項及び第五項、第七條の三の第二項並びに同法第三項において準用する第七條の二の第五項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日。
二 第一條中船員法第七條の二及び第七條の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く。） 同法第七條の三の改正規定、同法第七條の二の改正規定、同法第七條の三の改正規定及び第七條の三の改正規定並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。
（船員法の改正に伴う経過措置）

第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の船員法（以下この条において「旧船員法」という。）第七條の二の第一項の規定による改正後の船員法（以下この条において「新船員法」という。）第七條の二の第三項の規定により行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第七條の二の第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第七條の二の第四項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（運輸省設置法の一部改正）
第四條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第三條の二第一項第六十九号を次のように改める。

六十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
第四條第一項第二十号の二を削り、第二十号の七の次に次の一号を加える。
二十四の八 外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に關し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。
第四十條第一項第四十二号を次のように改める。
四十二 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

運輸大臣 亀井 善之
内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成八年六月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第八十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一條 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行しなかつた義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。
（特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定）

第二條 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因

する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることとが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。
2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその他の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。
（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三條 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは同法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（同法第三條第二項に規定する国の行政機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が同法第三條第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要と認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置については、法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。（期限内に履行しなかつた義務に係る免責に関する措置）

第四條 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行しなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。
2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

の民事上の法律關係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非

第七條第一項中「第四條第二十四号ロ」を「第
二十五号ロ」に改める。

令

を「第三款 審査局（第二十五条）第三十

力、不當景品類及び不正表示防止法（昭和三十
七年法律第百三十四号）の施行に関すること